

平成30年5月28日

島根県柔道連盟  
大地区 会長 様

島根県柔道連盟審判部  
部長 土田 俊一

「65歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険の平成30年度における加入について

本連盟の事業につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、「全柔連公認審判員賠償責任保険」による65歳を超えた審判活動に関する保険制度について、下記の通りお知らせしますので、周知等についてよろしく申し上げます。

記

- 1 「全柔連公認審判員賠償責任保険」とは別添の全柔連発第30-0204号のとおりです。
- 2 「65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」は別添のとおりです。
- 3 保険料は一人210円です。
- 4 加入手続きは、島根県柔道連盟が一括して行いますので、「申込書」に必要事項を記入してFAXまたはメールにて、平成30年6月20日までに申し込んでください。

5 申込み・問い合わせ

島根県柔道連盟 審判部 土田 俊一

FAX(0855)27-2440 メール：tsuchida-toshikazu@edu.pref.shimane.jp

携帯：090-3638-4458

以上

全柔連発第 30-0204 号

平成 30 年 5 月 23 日

都道府県柔道連盟(協会)

会長・理事長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

事務局長 中里 壮也



**「65歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険  
平成 30 年度における加入について(依頼)**

「全柔連公認審判員賠償責任保険」については、平成 20 年度から「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」を設けて保険加入を認めています。

つきましては、平成 30 年度における当該保険に加入を希望される方々の申込み手続きをされるようお願い申し上げます。

記

1 全柔連公認審判員賠償責任保険

「全柔連公認審判員賠償責任保険」は、全柔連の公認審判員（S、A、B、Cの各ライセンス）が行う審判行為に起因して、審判員が法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金が支払われる保険です。

2 65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

「65 歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について」参照

3 保険加入手続き

加入手続きは、「保険加入申込書」により都道府県柔道連盟（協会）が一括して行ってください。加入申込みは 6 月 29 日（金）までをお願いします。一人 210 円×加入者数を指定金融機関に振込みしてください。平成 29 年度の加入実績は、14 都県 160 名でした。

4 問い合わせ

問い合わせは、全柔連事務局・倫理推進室・小森（Tel.03-3818-4199）までお願いします。

## 65歳を超えた審判員の審判活動に関する措置について

平成20年2月

先の評議員会で、都道府県柔道連盟（協会）から、65歳を超えた公認審判員の活用について要望と提案があったことについて、担当の審判委員会ならびに総務委員会により検討した結果、以下のとおり審判活動に関する措置を設ける。

基本的には、その審判活動の許可等については各都道府県柔道連盟（協会）の自主的な判断に任せることとし、本連盟公認審判員制度とは切り離し、下記ガイドラインに沿って取り扱うものとする。

### 記

1. 審判活動ができる対象者は、本連盟公認ライセンス（A・B・C）保持者だった者で、66歳以上70歳までの者のうち認可を受けた者は、「定年」前に保持していたライセンスのエンブレムを着用することができる。
2. 対象者としての審判員の適性判断は、所属の都道府県柔道連盟（協会）で行い、審判活動の認可を与える。
3. 認可を受けた対象者は、所属の都道府県柔道連盟（協会）内に限定して審判活動を行うことができる。
4. 認可を受けた対象者は、本連盟「公認審判員賠償責任保険」に加入しなくてはならない。
5. 所属の都道府県柔道連盟（協会）は、審判活動を許可した対象者としての審判員の名簿、及び公認審判員賠償責任保険の保険料を、当該年度の6月までに、全日本柔道連盟事務局総務課に届け出ること。

以上

公益財団法人 全日本柔道連盟